

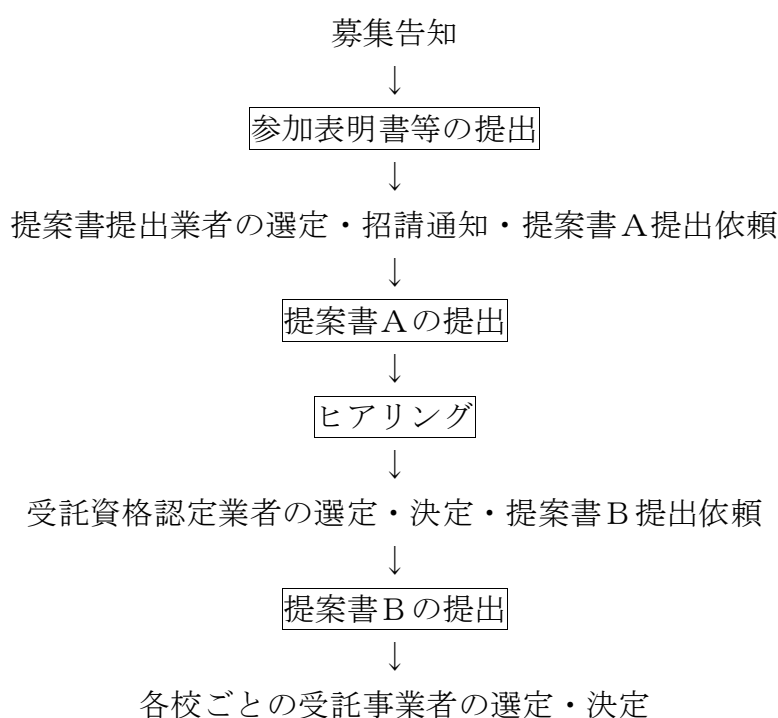
世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場学校給食調理業務等委託 プロポーザル募集説明書

1 事業概要

(1) 事業目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の流れ



- ① 今回の募集内容は、令和9年度～令和10年度の2年間に区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は受託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定するものです。
- ② 参加表明後、招請通知を受けた事業者から提出された「受託資格認定業者選定のための提案書」（以下、「提案書A」という。）の書類及びヒアリング結果をもとに第1回業者選定委員会（小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される）において審議し、令和9年度～令和10年度に本区において委託校を受託できる資格を有する受託資格認定業者を選定します。
- ③ 選定された受託資格認定業者に対して、令和9年度新規委託予定校及び受託事業者

の再選定を行う学校が決定後、各校（共同調理場を含む）受託のための提案書（以下「提案書B」という。）の提出を求めます。なお、提案書Bの提出方法や書式等の詳細については、受託資格認定業者決定後、改めて周知します。

- ④ 上記資料をもとに第2回目以降の業者選定委員会において各校（共同調理場を含む）ごとの受託事業者を決定します。その際に、通常1年間（年度）の委託事業者を決定しますが、場合によっては年度途中からの受託業者を決定する場合があります。
- ⑤ 令和10年度の新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校等を受託するための提案書の提出については、今回決定する受託資格認定業者に対して令和9年度中に依頼する予定です。

（3）認定期間

令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

※本区では、委託校より毎年、受託事業者の履行状況や衛生管理の状況等の報告を求め、それらを踏まえて翌年度の契約の継続の有・無の判断材料としております。また、契約を継続する場合でも、単年度の契約を通算して5年目を終了した時点で受託事業者の見直しを行っております。なお、見直しを経てその結果として再び同一事業者と契約する場合があります。

2 業務内容

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童・生徒に提供する。

詳細については添付資料による。

- ①検収補助
- ②給食の調理（作業工程表の作成）
- ③盛付け及び配膳（配食）
- ④食器具等の洗浄・消毒・保管
- ⑤給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検
- ⑥残菜及び厨芥の処理
- ⑦給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

※添付資料 「世田谷区小・中学校調理業務委託仕様書（参考版）」
「学校給食ハンドブック（自校調理方式用）」（抜粋）

3 参加者の資格要件

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。
- (2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。
- (3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、委託契約書に掲げた業務を確実に遂行できる能力を有していること。
- (4) 令和6年度以降、300名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。
- (5) 令和6年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りではない。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- (9) 世田谷区学校給食調理業務民間委託業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長 教育政策・生涯学習部長 菅井 英樹

委員 小学校長会代表及び中学校長会代表※

小学校副校長会代表及び中学校副校長会代表※

小学校PTA代表及び中学校PTA代表※

教育総務課長 山本 久美子

学校健康推進課長 近藤 由布子

上記の委員は公告時点のものである。人事異動等により、委員の変更があった場合は、区は、本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。また、※の委員については公告時点で未定の為、決定後聞き取り確認を行う。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

4 参加表明書の提出等

- (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、①参加表明書（様式1）、②学校給食調理業務受託状況表（1）～（2）（様式2-1～2）、③令和8年度学校受託規模別調査表（様式3）、④会社概要（様式任意）、⑤財務諸表（令和5～7年分）⑥都道府県民税及び市町村民税に滞納がないことを証明する納税証明書（発行日から3か月以内のもの）を以下に示すとおり提出願います。

なお、これらの書類の作成に関する質疑については、書類提出期限日の前日午後5時まで随時電話にて受付します。

（2）担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係 矢崎・萩原

TEL 03(5432)2696 FAX 03(5432)3029

（3）受領期限、場所及び方法

令和8年5月25日（月）午後5時までに、前記（2）の担当部課に書留又は特定記録郵便により書類を郵送もしくは手渡しすると共に、メールアドレスにデータを併せて送信して下さい（必着）。メールアドレスは、上記（1）担当部課連絡先まで問い合わせること。その後、全事業者に対し5月29日（金）までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

5 受託資格認定業者選定のための提案書の提出等

（1）受託資格認定業者選定のための提案書の提出

招請通知を受けた事業者は、「受託資格認定業者」を選定するための提案書Aを期日までに提出して下さい。

（2）担当部課

上記4の（2）に同じ

（3）受領期限、場所及び方法

令和8年6月26日（金）午後5時までに、前記（2）の担当部課に書留又は特定記録郵便により書類を郵送もしくは手渡しすると共に、メールアドレスにデータを併せて送信して下さい。

6 提案書Aの評価項目等について

提案書Aについては、以下のように評価項目等を定めます。

○学校給食を円滑に運営する上での基本的な履行項目

評価項目	評価基準	対応様式
------	------	------

学校給食に対する会社としての取り組み姿勢	学校給食に対する会社としての方針	提案書 A の書類審査及びヒアリング
特定テーマに対する取り組み姿勢	調理業務作業工程表・作業動線図が的確に記載されているか	提案書 A 及び作業工程表の書類審査及びヒアリング
安全・衛生管理	学校給食を運営する上で適切な安全・衛生管理体制が確立されているか	提案書 A の書類審査及びヒアリング
問題発生時の対応	調理、人員、管理体制等に問題が発生したときの対処方法等が確立されているか	提案書 A の書類審査及びヒアリング

※その他必要に応じて評価項目が変更されることがあります。

7 提案書 A の作成に関する質疑及び回答

(1) 質疑

提案書 A の提出に際し質疑がある場合は、令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時までに電子メールまたは F A X で担当部課あて質問票（様式 4）を送信して下さい。

(2) 回答

質疑があった場合、令和 8 年 6 月 1 2 日（金）までに全事業者に対して電子メールにより回答（周知）いたします。

8 ヒアリングの実施

提案書 A の提出後、すべての提案書提出事業者に対して、次のとおり提案書等の内容説明及び質疑応答を行うためのヒアリングを実施します。提案書等の提出書類及びヒアリングの内容を取りまとめ、業者選定委員会で審議した上で受託資格認定業者を決定します。

(1) ヒアリング実施日時

7 月下旬～8 月上旬を予定しています。日時、会場等については改めて周知します。

(2) 提案内容の説明（5 分程度）

会社概要及び提出した提案書等の書類について説明して下さい。なお、提案書等の書類を OHP、プロジェクター等で拡大することはできません。また、追加資料を用いることはできません。

(3) 質疑応答（25 分程度）

提出のあった書類等をもとに質疑応答を行います。

(4) 出席者

3名以内

9 提案書の審査方法

(1) 業者選定委員会

①選定委員

委員長（教育政策・生涯学習部長） 委員（小学校長会代表、小学校副校長会代表、中学校長会代表、中学校副校長会代表、小学校PTA連合協議会代表、中学校PTA連合協議会代表、教育総務課長、学校健康推進課長、その他委員長が必要と認めた者で構成する。）

②日程等

第1回業者選定委員会（受託資格認定業者の選定） 令和8年8月下旬

第2回業者選定委員会（各校ごとの受託業者の決定） 令和8年12月中旬

(2) 審査結果の通知期日及び方法

①受託資格認定業者の決定は、第1回業者選定委員会での審議終了後、10日以内に全事業者に通知します。なお、疑義がある場合については、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により説明を求めることができます。

②各校ごとの受託業者の決定は、第2回目以降の業者選定委員会での審議終了後、10日以内に全事業者に通知します。なお、疑義がある場合については、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により説明を求めることができます。

10 提出書類、部数、提出時期

(1) 参加表明に関する書類

	書 類	部 数	期 限
様式1	参加表明書	1部郵送 および 電子メール	令和8年5月25日（月） 午後5時
様式2 (1)～ (2)	学校給食調理業務受託 状況表		
様式3	令和8年度学校受託 規模別調査表		
様式任意	会社概要	1部郵送 ※電子メール不要	
	財務諸表		
	納税証明書		

(2) 受託資格認定業者選定に関する書類

	書 類	部 数	期 限
参考資料	提案書A	設問1 : 18部 設問2～4 : 7部 郵送 および 電子メール	令和8年6月26日(金) 午後5時
様式4	質問票	1部メール またはFAX	令和8年6月5日(金) 午後5時

※提案書Aについての様式は、受託資格認定業者決定時に送付します。

1.1 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約

委託に関する事業予算が議会で議決された後に契約を締結します。

(3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定

無し

(4) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ①提出方法、提出先及び受領期間に適合しないもの。
- ②募集説明書に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- ①参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しないものとします。
- ②企画提案書は、業者選定委員会に関すること以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とすると共に指名停止措置を

行うことがあります。

- ④企画提案書は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成することができることとします。
- ⑤企画提案書の提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑥企画提案書は、返却しません。
- ⑦区は、参加表明した者の商号並びに名称及び提出された企画提案書の内容について、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、参加者の承諾を得ずに公表することができることとします。
- ⑧区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできません。